

第47回 地方分権改革有識者会議
第132回 提案募集検討専門部会 合同会議 議事録

開催日時: 令和3年11月12日(金) 13:59~15:42

場所: 地方分権改革推進室会議室(中央合同庁舎4号館8階)

出席者:

[地方分権改革有識者会議] 神野直彦座長(司会)、市川晃議員、木野隆之議員、後藤春彦議員、勢一智子議員、谷口尚子議員、三木正夫議員、湯崎英彦議員

[提案募集検討専門部会] 高橋滋専門部会長、伊藤正次構成員、磯部哲議員、大橋洋一構成員、勢一智子構成員

(勢一智子構成員は、地方分権改革有識者会議議員と兼務)

[政府] 野田聖子内閣府特命担当大臣、赤池誠章内閣府副大臣、田和宏内閣府事務次官、寺崎秀俊内閣府地方分権改革推進室長、吉添圭介内閣府地方分権改革推進室参事官

議題:

- (1) 令和3年の地方からの提案等に関する対応方針(案)等について
 - (2) 計画策定等における地方の自主性・自立性の確保について
-

(神野座長) それでは、定刻でございますので、ただいまから第47回「地方分権改革有識者会議」と第132回「提案募集検討専門部会」の合同会議を開催したいと存じます。

コロナ対策と、それから解除のほうと重なるような形で進行しておりますので、皆様には大変お忙しい時期ではないかと思いますが、万障繰り合わせて御出席、または御参加いただいている皆様方に感謝を申し上げます次第でございます。

本日は、後ほど野田内閣府特命大臣、さらに赤池副大臣に御出席いただける予定になっております。

また、野田大臣が御挨拶をいただく際にはカメラが入室いたしますので、これも御承知おきいただければと思います。

出席状況でございますが、有識者会議の小早川議員、提案募集検討専門部会の野村構成員、山本構成員は本日所用のため御欠席とのことでございます。

それでは、まず議事に入ります前に新たに御就任いただいた議員を御紹介させていただきたいと存じます。平井伸治議員、それから坂口博文議員が本会議の議員を辞任されていらっしゃいますので、後任として湯崎英彦広島県知事、さらに木野隆之岐阜県輪之内町長に新たにこの会議の議員に御就任をいただいております。

それでは、湯崎議員にまず御挨拶をいただければと思います。その後、木野議員に御挨拶いただければと思いますので、よろしく願いいたします。

(湯崎議員) ありがとうございます。広島県知事の湯崎でございます。平井知事が知事会の分権特別委員会の委員長だったのですが、今般、知事会長に就任されまして、その

後任として私が知事会の分権特別委員会委員長に就任いたしました。その関係で、私が今般この議員に新たに加えさせていただいておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

(神野座長) よろしく申し上げます。

それでは、木野議員お願いできますでしょうか。

(木野議員) 全国町村会から参加させていただいております岐阜県輪之内町長の木野と申します。

私どもの町は、岐阜羽島駅から南西に5キロほどに位置する都市近郊の農村地帯で、大体1万人規模の小さな町の町長をしております。

御多分に漏れず、少子高齢化の中で地域振興策の展開に大変苦勞しております。いろいろなアイデアをいただきながら地域の活性化に努めてまいりたいと思っております。今回の地方分権改革のテーマは大変重要でございますので、心して取り組んでまいりたいと思っております。

前任者同様、ひとつよろしく申し上げます。

(神野座長) どうもありがとうございました。

それでは、議事に入ります前に配付資料について事務局のほうから確認をお願いいたします。

(吉添参事官) それでは、配付資料の確認をいたします。

配付資料につきましては、まず、議事次第1枚、配付資料一覧1枚、名簿3枚がございます。オンラインで御出席の方には、議事次第、配布資料一覧、名簿が「議事次第等」という1つのPDFファイルで配られております。

次に、議事1に関する資料といたしましては、資料1から資料5まででございます。オンラインで御出席の方には、資料1から資料5までを「議事(1)」という1つのPDFファイルでお配りしており、通し番号で1ページから184ページまでとなっております。

次に、議事2に関する資料といたしましては、資料6と資料7でございます。オンラインで御出席の方には、資料6と資料7を「議事(2)」という1つのPDFファイルでお配りしており、通し番号で1ページから14ページまでとなっております。

以上が配付資料の確認でございますが、足りないものがあれば教えていただければと思います。

(神野座長) どうもありがとうございました。御確認いただければと思いますが、よろしいでしょうか。お手元に不足がございましたらお申出いただければと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは議事に入りたいと思いますが、議事次第を御覧いただければと思います。本日、2つ議事を用意してございまして、第1が「令和3年の地方からの提案等に関する対応方針(等)等について」でございます。第2は、「計画策定等における地方の自主性・自立性の確保について」、この2つの議事を準備させていただいております。

それでは、まず第1の議事、「令和3年の地方からの提案等に関する対応方針（案）等について」の御審議を頂戴したいと思います。

まず、提案募集専門部会長として大変御苦勞をおかけしてしまいました高橋部会長から、提案募集検討部会での審議の報告を頂戴できればと思いますので、よろしくお願いいたします。

（高橋部会長） それでは、私より本年の提案募集検討専門部会における検討状況につきまして、簡潔に御報告させていただきます。

資料1の2枚を御覧ください。まず、8月上旬の関係府省からの第1次ヒアリングでは、4日間にわたりまして重点事項38項目についてヒアリングを実施いたしました。この段階では、対応が困難とされている回答が一定程度見られたわけですが、ヒアリングでの議論を経まして論点を明確化し、その後の検討を加速化させたところでございます。

また、9月1日には全国知事会、全国市長会及び全国町村会からのヒアリングを実施いたしました。本年の提案に関する地方における支障事例や、実現に向けた積極的な検討を求める御意見等が示されたところでございます。

そして、前回9月3日の有識者会議の後、10月に行いました関係府省からの第2次ヒアリングにおきましては、5日間にわたりまして37項目についてヒアリングを行いました。

第1次ヒアリングよりもさらに深掘りをした議論を行いまして、本日の対応方針の取りまとめに向けて、提案に対する関係府省の対応について明確化したところでございます。

これらのヒアリングを受けました論点整理も含め、合計約47時間に及ぶ検討を行ったところでございまして、多くの重要な課題につきまして真剣かつ有意義な議論を行うことができたと考えております。

その結果、後ほど事務局からも御説明があると思いますが、本年の提案募集の取組におきましても多くの提案について関係府省から前向きな対応を引き出すことができ、地方の現場の支障について解決が図られる見込みでございます。

政府におかれましては、現在なお調整中の案件も含めまして、年内の閣議決定に向けて最終的な詰めをよろしくお願いいたしますと思います。

以上でございます。

（神野座長） ありがとうございます。

それでは、特に何か御発言がないとは思いますが、引き続きまして「令和3年の地方からの提案等に関する対応方針（案）」につきまして事務局から御説明を頂戴したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

（吉添参事官） それでは、事務局から資料2、ページ番号で言うと3ページ以降になりますが、これにより、「令和3年の地方からの提案等に関する対応方針（案）」につい

て御説明いたします。

先ほど高橋部会長からも御説明いただきましたように、提案募集検討専門部会の審議も踏まえて各省と調整をいたしまして、対応方針案が概ね固まってきているところがございます。これにつきましては、例年同様、12月の閣議決定を目指しており、この内容の本体は資料4でございますが、本日は資料2でその概要を御説明したいと思います。

それでは、資料2の3ページを御覧ください。

まず一番上ですけれども、「基本的考え方」ということで2点挙げております。これは例年と同じですが、「基本的考え方」としましては「提案募集方式」を導入しましたということと、地方分権改革の推進が地方創生における極めて重要なテーマであるということを掲げております。

続きまして、2番の「一括法案の提出等」でございますが、上の3つは例年と同じようなことを書いております。

法律改正事項については、通常国会に一括法案を提出することを基本としますということ、現行規定対応可能な提案につきましては、地方公共団体に対する通知等により明確化をしていきますということ、それから今回積み残して引き続き検討を進めるようなものにつきましては、適切にフォローアップを行い、逐次、有識者会議に報告していきますということを述べております。

4つ目の○が今年新しい話で、議題2のほうで詳しく御議論いただきますが、「地方公共団体に対して一定の方式による計画の策定等を求める手法を用いた国の働きかけのあり方については、地方の自主性及び自立性を高めるための検討を引き続き行う。」という文章を入れるという案にしております。

続きまして「対応状況」でございますが、一番下の表を御覧いただければと思います。今回、160件について内閣府地方分権改革推進室と関係府省との間で調整を行いました。提案募集検討専門部会での御審議等、先生方に御尽力いただき、関係省庁にも真摯に御対応いただきまして、160件のうち約9割については対応ができるという成果を得ることができました。3ページについては以上でございます。

次に、その中身について若干御説明いたします。4ページを御覧ください。全部の中身は説明できないので主な対応ということで20項目ほど挙げさせていただいております。

20項目のうち、ページ上部に記載されている12項目が「国民や地方公共団体の事務負担の軽減に資するもの」でございますが、これが大きなウエートを占めております。その中でも左側に計画策定に関する主なものを6つ挙げておりますが、今回の提案募集におきましては地方の計画策定に関するものを重点的に挙げてくださいますということで、たくさんのお提案をいただき、多くの成果を挙げることでございます。

下にいきまして、2番として「デジタル化等による効率化・利便性向上に資するもの」を3つ挙げております。デジタル化につきましては今回も多くの御提案があり、多くの

成果を挙げることができそうだとおっしゃいます。

3番「その他」ということで、5点ほど挙げております。20項目それぞれにつきまして5ページ以降で説明ペーパーのポンチ絵をつけておりますが、時間の都合上、いくつかかいつまんで御説明をさせていただければと思います。よろしくお願いたします。

まず5ページ、「農村地域産業導入基本計画における記載事項の簡素化」ということですが、上のほうに現行、下のほうに見直し後を記載しております。

現行の左側ですが、「農村地域への産業導入に関する基本計画」をつくっていただかないと市町村が補助金交付等を受けることができないので、都道府県が基本計画をつくるのですが、この基本計画の義務的記載事項として「導入する産業の業種」の記載が必要となっております。

ただ、市町村がこの法律に従って産業導入を図ろうとした場合に、基本計画に無い業種を導入することができないため、右側に「支障」とございますが、都道府県は市町村が基本計画に無い業種を導入したいと言うたびに業種を追加する行為が必要になり、そのたびに基本計画の変更が必要になっているという支障が生じているところでございます。

そこで、見直しをしまして、左下にございますが、義務的記載事項で「導入する産業の業種」についての記載をする必要はない、ということにさせていただきます。

これによる効果としましては、市町村においては機動的な産業導入の企画が可能になりますし、都道府県としても事務負担が軽減される、ということでございます。

次に6ページを御覧ください。下水道法についてでございますが、2点大きな改正を予定しております。

1つ目ですけれども、現行では左上にありますとおり、2つ以上の都府県の区域にわたる水域又は海域についての流域別下水道整備総合計画を策定・変更する場合には、国への協議を行うことが必要となっております。これは、1つの都府県の区域で計画の策定・変更を行う場合には国への協議は必要ないのですが、都府県の区域が2つ以上にわたるときにだけ国への協議を行う必要があるということになっております。

ただ、もう既に関係する都府県と合意済みの計画の変更であっても協議が必要になることになってしまい、無駄に都府県の事務負担が生じているのではないかというような指摘を受けたところでございます。

見直し後ですが、2以上の都府県にまたがる計画の策定・変更においても1つの都府県の中の策定・変更と同様に、国への協議は必要ないということにして報告で済ませるという見直しを行うこととしたいと思っております。これによって、都府県の事務負担が軽減されるということになります。

次に、7ページを御覧ください。下水道法の見直しの2つ目でございますが、左上にあるとおり下水道事業計画の予定処理区域の面積を変更するためには、国等への協議が全て必要だということになっております。

ただ、「支障」のところにありますとおり、これは予定処理区域をほんの少し拡大します、という場合でも国等への協議が必要だということであり、事業計画の迅速な変更が妨げられているということがございました。

このようなこともありましたので、既存計画の管渠や処理施設の配置・処理能力等に影響しない変更につきましては、国への協議が要らないということに見直すこととしたいと思います。これによる効果としましては、右側にありますが、自治体の事務負担が軽減されますし、下水道工事の早期着手が可能となり、住民サービスの向上に資することになるということでございます。

次に、10ページについて御説明いたします。

(神野座長) 冒頭申し上げましたけれども、御説明をさせていただいている途中でございますが、大臣がお越しになりますので、カメラの入室をさせていただきたいと思っております。そして、大臣はその後、お越しになるので御承知おきいただければと思っております。

(カメラ入室)

(野田内閣府特命担当大臣入室)

(神野座長) それでは、今お話申し上げましたように、大変お忙しい中をやり繰りしていただいて野田大臣に御臨席をいただいておりますので、野田大臣からお言葉を頂戴したいと思います。よろしく願いいたします。

(野田内閣府特命担当大臣) 皆様、こんにちは。会議の最中に入ってまいりまして失礼いたしました。

今日は特別国会の最終日で本会議がございまして、この後も様々、会議があるということですが、せめて少しでも神野座長をはじめ議員の皆様方に感謝の気持ちを申し上げたく、出かけさせていただきました。どうぞよろしくお願い致します。

本日も、提案募集方式に基づく地方からの提案の実現に向けて御尽力いただいております。本当にありがとうございます。また、提案募集検討専門部会の構成員の皆様方においては、前回9月3日の合同会議以降、関係府省から2度目のヒアリングを行って熱心な検討をいただいているところで、心から敬意を表する次第です。

結果、現在精査中でありまして、地方からの提案のうち、昨年と同程度の約9割について実現するなど、対応できる見込みです。本年の対応方針案についても提案募集方式ならではの成果が挙がっています。地方喫緊の課題となっている重要施策について地方の取組を加速化すること、計画策定に関し、内容の見直しや手続の合理化により、国民や地方公共団体等の事務負担の軽減に資することが期待できると考えています。

私も事務方からいろいろと取組具合のレクチャーをもらったのですが、私自身、子育ての真っ最中で深く関係している医療関係のこともございまして、非常に地方からの提案に真摯に向き合って、様々な分野においてそれぞれの地方の自主性や自立性を高めていける。そういう取組を、ここにいらっしゃる皆様方と一生懸命取り組んでいければいいなというふうに願っているところです。

本日の御議論を踏まえて、年末の地方分権改革推進本部及び閣議におきまして対応方針を決定したいと思います。今回、新たに就任されました広島県知事の湯崎議員と、私の地元ですが、岐阜県の輪之内町長の木野議員におかれましては都道府県、町村の立場から積極的な御意見を賜りたいと思います。

それでは、本日もよろしく申し上げます。

と、メモがあったのですけれども、私が国会議員を目指した1つは、岐阜県議会議員を20代のうちにやりまして、ただ、もう35年ぐらい前になるのですけれども、当時とはとにかく国の関与がきつくて、地方の自主性とか自立というのをどこで私たちは地方議会としてやっていけばいいのかなというジレンマがありまして、これはやはり国が変わってくれないとだめなのだとということで、仲間に御推挙いただいて国会にチャレンジしたということが、つい昨日のように思われます。

これも回を重ねること132回、すごくたくさん歴史の中で地方が抱えている、やはりそこに住む人を幸せにしたいという気持ちを先生、議員の皆様方がこうやって取り組んでいただいていることに対して地方議員のOBとしても本当にうれしく思いますし、これからの日本の先々を考えたときに、地方が既に高齢化、ピークアウトしつつある中、新型コロナウイルスのポストコロナの先の先駆的な取組を地方が、逆にサイズ感が小さい分、いろいろなことがチャレンジできるのではないかと思います。

そういう中で、今日のような会議を通じて自由に手足が動かせるような様々な日本の姿を見せていただきたいなと願うばかりです。どうぞよろしくお願いいたします。

すみません、最後は私のコメントなので、お気になさらずいただければと思います。ありがとうございます。

(神野座長) ありがとうございます。心のこもったお言葉を頂戴いたしまして、私も咀嚼しながら努力してまいりたいと思っております。

それでは、大変恐縮でございますが、ここでカメラの方々には御退室をお願いいたします。御協力いただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

(カメラ退室)

(神野座長) それでは、事務局のほうから引き続いての御説明をお願いできればと思います。よろしくお願いいたします。

(吉添参事官) それでは、引き続き御説明させていただきます。

資料2の10ページについて御説明いたします。「地方創生に係る各計画の内容の見直し、手続の合理化」でございますが、地域再生計画と、それに基づく実施計画の2つの計画がありまして、この実施計画に基づいて交付金が出されるという仕組みになっておりますが、この再生計画と実施計画について内容が一部重複していたり、計画の提出受付や審査を行う窓口が別々であったりということがあり、これを何とかしてほしいという提案がございました。

具体的な支障としましては、両計画に同じ内容を記載するのが手間であったり、窓口

がばらばらなのでどちらか一方の計画窓口で変更をしてほしいという話になった場合に、もう一方の計画窓口との間で別途調整を行う必要が生じてしまうということでございます。

そのため、様式を一体化して両計画の重複事項を省略する、提出窓口を一本化する、という見直しをしたいと思います。これにより、地方公共団体の事務を合理化し、計画策定に事務を割くのではなく、まさに計画に基づいて事業を実施するほうに一層注力できる、という効果が生じるものと期待できます。

ここまで計画について御説明してまいりましたが、11ページ、12ページ、13ページも計画に関するものでございまして、異なる計画を一体的に策定することが可能になるようにしようという改正でございます。この部分の説明は飛ばさせていただきます。

次に、14ページを御覧ください。事務負担の軽減に資する見直しでございますが、「指定難病の受給者証への指定医療機関名の記載につき包括的な記載を可能とする見直し」でございます。難病の方が医療費の助成金をもらうためには医療受給者証というものを交付してもらわなければならないのですが、その医療受給者証に指定医療機関の個別の名称を書いてもらわなければならない、というのが現行制度でございます。しかし、この医療機関で医療を受けてもらえば交付金をもらえますよというふうに指定されている「指定医療機関」というのは病院、診療所もあれば薬局もあるため、右側の「支障」のところに書いてございまして、指定医療機関として新しい薬局で薬がもらいたいという場合にわざわざ変更の手続きを行う必要があるということで、患者と都道府県の双方の負担が大きかったということがあります。

そこで、指定医療機関の記載につきましては、「何々県の指定医療機関」等包括的な記載を可能にすることで、患者と自治体の両者の負担を軽減するという見直しをすることでございます。

次に、18ページを御覧ください。こちらは農地法に基づく一時転用許可の話ですけれども、埋蔵文化財の試掘調査をする場合でも、これまで農地法に基づく一時転用許可が必要だったのですが、埋蔵文化財の試掘というのは一回掘った後に元に戻すのも1日とか数日程度で原状復旧されるという程度のものでございますので、これでいちいち、一時転用許可が必要だということでは不合理ではないかという提案を受けまして、埋蔵文化財の試掘調査におきましては一時転用許可を不要とするという見直しをすることでございます。

次に、20ページを御覧ください。20ページからの3つがデジタル化による効率化、利便性向上に資する内容の提案でございます。20ページの「住民基本台帳ネットワークシステムの利用可能事務の拡大」ということでございまして、ここにあります国土調査法に基づく事務、あとは空き家法に基づく事務、このような事務で市町村がほかの市町村などに住民票の公用請求をするということがありますが、この件数が膨大でありました。

これにつきまして、住民基本台帳ネットワークシステムを利用できるということにし、

これらの事務が円滑にできるようにするところでございます。ほかにもデジタル化については幾つか改正がございまして、21ページにありますのがオンライン化による都道府県経由事務の見直しなどがございます。

22ページもデジタル化等による見直しでございます。

次に、23ページを御覧ください。こちらは、今回の見直しの中でも唯一の権限移譲テーマでございます。液化石油ガスの保安確保の法律につきましては、もともと高圧ガス保安法の中から一般消費者に係る部分を抜き出したというものだったのですが、この高圧ガス保安法の権限者は指定都市の長であるにもかかわらず、この液石法につきましては都道府県知事がこれまで権限を持っていたため、事業者、都道府県、指定都市に非常に負担が大きかったということがございました。そこで、液石法につきましては、高圧ガス保安法の権限者と同じ指定都市の長が権限者になることで、利便性の向上を図るところでございます。

次に、25ページを御覧ください。こちらは昨今、待機児童の問題があり、保育所の居室面積の基準について一部緩和されておりました、大阪市がその緩和された基準を使っているのですけれども、その緩和の期限が令和5年3月31日で切れることになっている一方で、待機児童の解消はなかなか難しいのでこれを延長するというものがございます。

最後の御説明になります。26ページを御覧ください。農業者のうち経営改善計画を出して合理化しますというような農業者につきまして認定農業者と認定されている人がいます。農業委員会の委員について過半数を認定農業者が占めなければならないという規制がこれまであり、これにつきまして「認定農業者が少ない場合」には過半数を占めなくてもいいだろうという例外措置が設けられていたのですが、まだまだこの例外措置の要件が厳しいということで、例外措置を適用することができる「認定農業者が少ない場合」の要件を緩めましょうという改正をするというのがこの見直しでございます。

以上、簡単に御説明をしまいましたが、資料2の説明は以上で終わらせていただきます。

資料3から資料5までの説明は割愛させていただきますが、資料3はこれまで提案募集検討専門部会で色々と御議論いただいた重点事項に係る対応結果についてまとめたものがございます。

資料4は対応方針の本体になります。

資料5は、令和2年度以前の提案について、進捗状況をフォローアップしようということで積み残しになっていた案件についての状況報告でございます。

以上、対応方針についての御説明でございました。ありがとうございました。

(神野座長) どうもありがとうございました。

それで、大臣は御公務がございまして、御臨席いただきましてありがとうございました。御退室となります。

(野田内閣府特命担当大臣) これから郵便局の関係の会議がありまして出かけますので、

よろしく申し上げます。

座長、また改めて声をかけてください。よろしく申し上げます。2回聞いたのでよく分かりました。ありがとうございました。

では、失礼します。

(野田内閣府特命担当大臣退室)

(神野座長) どうもありがとうございました。

それで、一応御説明をお聞きしたところでもって皆様方から御審議を頂戴したいと思いますが、湯崎議員が御公務の方がおありになるということでございますので、初めに口火を切っていただければと思います。

(湯崎議員) ありがとうございます。

私は今、実は選挙の最中でございます、選挙対応に戻るのに発言を先にさせていただくということで大変恐縮でございます。

まず、この提案の取扱いについては、私どもは意見はないというか、これで進めていただければと考えております。それで、私は途中退席するというので、議事2のほうも併せて発言をさせていただければと思うのですが、この議事1とも関わるのですが、私は初めて出席もさせていただくので、全般的なコメントをさせていただきたいと思えます。

まずもって、この地方分権について地方からの提案方式ということで、大変丁寧に提案募集検討専門部会の先生方にも御議論いただいて、我々が必要とする分権に係る項目を実現していただけるということに心から感謝を申し上げたいと思っております。

その一方で、私は知事になる前は民間企業の経営をしておりまして、その前は通商産業省で役人をしていたわけですけれども、そういう経験の中で感じるの、一つ一つの権限の項目にやはりこれだけ丁寧に時間をかけて検討しなければいけないということ自体、非常に大きな負担ではないかとも感じております。

この中で知事をやっております感じるの、先ほど野田大臣もおっしゃいましたけれども、いろんな形で地方分権というのが進んできたところではあるのですが、基本的な構図として昔からの国、特に内務省で都道府県があって市町村があるというのは、法的には大分変わっているのですけれども、いろいろな事実上の構造があまり大きく変わっていないところがあるのではないかとということです。

そういう中で、国も予算はどんどん大きくなりますし、事業もどんどん増えるというところで、国と地方の全般的な役割分担を抜本的にやはり見直していくということが必要なんじゃないかということを感じております。

この辺は知事会代表というより私の若干個人的な意見ではあるのですが、やはり国は国でガバナンスのスコープというものがあって、地方は地方でガバナンスのスコープというものがあるのではないかと思います。近年、非常に行政、あるいは行政が対象とするものが複雑化しておりまして、国がなかなか全て見切ることができないという

状況の中で、引き続き非常に細かいところまで国がいろんな決め事をするということになっています。そうすると、国としても適切に全体を見通すこともできないし、逆に細かく見ている地方のほうで、その地方独自の対応というものができないということになっているのではないかと思います。

そういう意味で、今のこの時代の行政ニーズに合わせた形で、あるいはその複雑性であるとか、そういうものに合わせた形で適切にガバナンススコープというものは作り直して、そこに合わせた形での権限と責任を決めていく。もちろんそれに合わせた資源配分ということも、これは人員と予算双方ですけれども、そういうことをやっていく必要があるのではないかと思います。

もちろん、その場合には国として我々は箸の上げ下ろしまで言うのはやめてくださいと言うのですけれども、地方は地方できちんと責任と覚悟をもって対応しなければいけないということは認識をしておるところでございます。

それから、議題（２）のほうになりますけれども、計画策定事務の見直しのほうでございますが、当会議で重点的に分析をしていただいておりますし感謝を申し上げる次第であります。これも我々は実感するところでありまして、この計画を策定する、あるいは策定させるということと、それから予算を通じて地方に非常に大きな負担、それから縛りをかけているような状況で、地方の自主性というのは損なわれていると考えております。引き続きこれは大きな制度的な課題として検討を進めて、計画策定などを規定しております法令などの見直し、あるいは内容が重複したり、その必要性が低下しているのではないかとといったような計画の統廃合などの見直しを進めていければと思っております。

ちょっと具体的に言うと、先日、循環器病対策推進計画というものが厚労省から出てきました。医療関係だけで7つとか8つとかというのを1年の間に一遍に公開しなければいけないというようなことが起きるのですけれども、これは令和元年に施行された法律に基づくものでありまして義務となっております。

また、任意規定などの計画もありますけれども、補助金の交付条件だとか、あるいは県がつかれないと結局、市、町がつかれないといったような構図になっていますし、あるいはその策定状況を競争させるためにホームページで公表して、そこはつくっていないぞというふうにメディアで刺されるといったような、これは自主的に義務化をされているというようなものも多々ございます。

地方公共団体は1,700あるのですが、これは規模の大小にかかわらず、一律に同じようなコストとか労力をかけて策定しなければいけないというようなものもあって、策定の事務負担、それから予算、補助金を通じて縛りという両面で地方の自主性を損ねるようなものになっていると思いますので、しっかりと見直しの議論を進めていただければと思っております。

ちょっと総論的になって大変申し訳ございませんが、現時点での意見ということでよ

ろしくお願いいたします。

(神野座長) ありがとうございます。

特に事務局からコメントはないですね。

それでは、皆様方から御質問、御意見があれば御発言を頂戴したいと思います。いかがでございましょうか。

それでは、大変恐縮でございますが、三木議員、聞こえていますでしょうか。よろしければ御発言を頂戴できればと思います。

(三木議員) ありがとうございます。全国市長会のメンバーであります長野県須坂市長の三木ですが、御指名いただきましてありがとうございます。

ただいま令和3年の地方からの提案等に関する対応方針ということで、概要につきまして御説明いただきましてありがとうございました。こういう形で、様々な提案等に対して簡素化等をやっていただきましてありがとうございます。私は今、湯崎議員がおっしゃいましたように、基本的なことはおっしゃるとおりで、市長会としても大変ありがたい御発言だと思っています。ありがとうございます。

個々にこういう形で挙げていただいたのですが、1つはこれほどきめ細かに対応していただいたこと、そして実は私どもが気がつかない部分もあるものですから、全国の自治体のほうでこういうことをさせていただくことによりまして、様々な面で波及効果があると感じました。

そしてまた、こういう見方をするということが大事だということを各自治体で把握することによりまして、こういう取組自体にもまた提案制度という形で私どももできるだけ多く提案していきたいと思っています。今まで困っている具体的な内容について解決策、方向づけをしていただきまして本当にありがとうございます。

以上です。

(神野座長) どうもありがとうございました。

それでは、恐縮でございます。木野議員、御発言していただければと思いますが、いかがでございましょうか。

(木野議員) 今年の地方からの提案ということについては、全国町村会も追加共同提案団体になっております子ども・子育てに関する計画ですとか、地方創生関係の計画、これらを含めていろいろな分野で見直しを進めていただきましてありがとうございました。関係省庁と精力的に御議論いただいております提案募集検討専門部会の先生方には本当に感謝を申し上げたいと思っております。

それで、対応方針の案につきましては事務局のほうから御説明がありましたとおり、諸般の進めを進めていただくように私のほうからもお願いをしたいと思います。

ただ、引き続き検討を要するとされているものが幾つかあるようでございますので、この会議での議論でありますとか、これまでのいろいろいただいております結果等を踏まえた前向きな検討がされますことを期待しております。

関係する内閣府等関係省庁間で、今後も連携してなるべくいい結論を得るようにしていただければ幸いです。どうかよろしく願いいたします。

(神野座長) どうもありがとうございました。

それでは、いつも申し訳ありませんが、市川議員から御発言いただければと思います。

(市川議員) 発言の機会をいただきましてありがとうございます。

まず、今回も非常に丁寧に御議論いただき、提案募集検討専門部会の皆様、それから事務局の皆さんに感謝したいと思います。

資料も、今までは文章での説明だったのですけれども、今回の資料2はポンチ絵で、非常に分かりやすくなっていて、またどの点を変えていくか、どういうふうにしてそれを実行していくかというところまで示されているので非常にありがたく思いました。

やはりこういう提案制度が普及してくる中で大切なのは、各地方自治体が考える力や実行する力が高まっていくということ、つまり提案制度を利用することで問題意識が生まれるということと、自分自身で解決策を提案してくるということですね。そういう意味では、大分定着してきているのではないかと思います。

いつもお話しするのですけれども、ぜひ国側も言われてから変えるのではなくて、過去の例も見ながら自らが変更の提案をしていくということも同時に取り組んでいただけたらと思っています。

以上です。

(神野座長) ありがとうございました。

それでは、伊藤構成員いらっしゃいますか。発言をお願いできますか。

(伊藤構成員) ありがとうございました。

今年度も各府省のヒアリングに参加させていただいた経験から、感想だけ申し上げたいと思います。

今年度、計画策定に関するものが重点事項の中に取り入れられまして折衝を行ったわけですが、私の手ごたえとしては、最初はすごく大変だったということがございました。各府省は、やはり計画という手法に非常にこだわりを持っていらして、これを外すとか、あるいは簡素化するとか、統合するという点に関しては想定していないというような態度であったわけですが、粘り強く交渉するという点と、地方6団体の方々もこれについては非常に問題視しているということで、何とかここまでこぎ着けたと思っています。特に事務局の方にいろいろと折衝していただいたという部分がかかなり効いているのではないかと感じております。

もう一つ、デジタル化の関係も今回ございました。現行の法体系が、デジタル化を前提とした事務の処理の方法と齟齬が生じている部分がかかなり出てきているという印象を持っています。住民・国民の方に、より迅速に様々なサービスを届けるという面で、国と地方の役割が今までかなり固定的に理解されていた部分はあると思いますけれど

も、このデジタル化が進むことによって大きく変わる部分というものがこれから出てくるのではないかと考えています。そこの発想の転換を、ぜひこれから関係の主体の皆様と考えていただくことが必要なのではないかと思います。今年度の提案募集はそうした一つの取っかかりにもなるのではないかと考えております。

以上です。

(神野座長) どうもありがとうございました。

それでは、後藤議員、いらっしゃいましたら御発言いただければと思います。いかがでございましょうか。後藤議員、聞こえていますか。

ちょっと連絡がうまくいっていないので、申し訳ありませんが、御出席の勢一議員お願いできますか。

(勢一議員) ありがとうございます。勢一です。

今年度も提案募集検討専門部会に加えていただきまして一緒に議論をさせていただきました。まずは御尽力いただいた関係者の皆様、自治体の担当者の方々、府省の関係者の方々、分権室の皆様にお支えいただいたことにお礼を申し上げたいと思います。ありがとうございました。

その上で、今回提案で示していただいた対応方針に私も異存はございません。提案の対応状況としても9割を超える成果が期待されているところですので、その点も本年度も一定の評価をいただける内容になっているのではないかと感じているところです。

議論に携わって、私からも感想を少しだけ申し上げたいと思います。今回、事務負担の軽減に関するものの提案がかなりたくさんございました。特に計画策定も含めてあったわけですが、やはり議論をしておりましたのは、関連する分野や内容について、異なる法律などの仕組みで別々に計画をつくったり、組織を置くということをしなければいけないようなスキームになっているものがやはりあります。

それぞれの法律や制度の意味はあって、それぞれのロジックはあるのですけれども、それぞれが自治体の現場に合流すると、似通った内容で、どうしてこれを両方やらなければいけないのかというような問題意識が現場で見えてくるというのが、今回の事務負担の軽減に出てきたものの中に幾つも感じられました。計画についてもそうですし、地域交通に関する協議会なども同じ分野に複数の組織という形になっていました。

これは、国側から見るとそれぞれの制度の合理性なのですが、地方から見るとその矛盾に気がつくことができるというのが地方の提案につながってきたのではないかと感じているところです。これは事務負担の軽減だけではなくて、地方が総合的に政策を展開しようと思ったときには、関連するものをうまく融合させて一体的に進めていくということ、政策効果を発出する意味でも価値がある重要なポイントだと思います。こういうところを地方目線で柔軟に取り組めるような法制度の在り方に変えていくというのが分権の観点からも重要なことではないかと感じています。

なかなか制度を横断的に見るということは難しいことだと思いますけれども、既にほ

かの議員が御指摘のとおり、現場も提案募集の仕組みを積み重ねることによって経験値が上がって視野も広がってきていると思います。今後、地方からの制度改善が続いていくことで、制度全体がよくなるのではないかと期待もありますので、引き続き私も制度を支えていけるように頑張りたいと改めて思ったところでございます。ありがとうございます。

(神野座長) ありがとうございます。

それでは、谷口議員お願いします。

(谷口議員) よろしく願いいたします。慶應義塾大学の谷口と申します。本年度も事務局の皆様、検討部会の先生方の皆様、そして各府省の皆様方、大変な御検討作業をありがとうございます。

今年拝見して思ったのは、重点事項に関わるものとして、例えば「グリーン社会の実現等に向けた環境衛生分野に関する見直し」等にありますように、国際社会や国が環境保護ですとか脱炭素といったことに力を入れ始めると、それを各自治体も努力するようというふうに、新しい 이슈が増えてきたんだなという印象もあります。今後は、そういった時代を反映した新しい 이슈の政策手続きの効率化などが、提案されていくのだろうと拝察した次第です。

もう一つ、議事2のほうに関して言うと、もう御指摘があったとおりですけれども、この計画策定が自治体の大変な負担になっているということについて、改めて勉強させていただきました。例えば資料6の図13のいわゆる逆三角形の構造は、国としてはきめ細やかに施策を浸透させるべく、いろんな計画の策定を自治体をお願いしているけれども、その依頼が並列的だと、国、県、市、町というレベルになるに従って、担当部署の対応できるリソースや人数は限られ、過大負担になることをわかりやすく示していると思いました。ぜひこうした情報は、効果的にプレスリリースといたしましうか、社会に対してもお知らせしていったほうがよいのではないかと思いました。

というのも、国民目線から見ると、各府省がいろんな自治体に対していろいろな願いをし、丁寧な政策がなされることは良いことと捉えられるのですね。しかしながら、先ほど湯崎議員のお話にもありましたように、実際に自治体がりソース等の問題があって対応できない場合でも、住民目線から見ると、「うちの自治体は対応していないのか」とか、あるいは何か問題があったときに、「国から対応するよう示唆があったのにやっっていなかったのか」という疑念が生じると、そこでコミュニケーションがずれてしまう。もともと過大な計画策定という状況があって過重な負担なんだということは一般社会には知られていませんので、こういった見直しがあるのであれば、何らかの形でしっかりと社会的な問題としてお知らせしていくような工夫もあってよいのかなと思いました。

以上です。

(神野座長) どうもありがとうございます。

それでは、磯部構成員はお越しになっていると思いますのでよろしくお願いいたします。

(磯部構成員) 磯部です。ちょっと講義で遅刻してきてしまいまして申し訳ありませんでした。

対応方針案に異論はないということで、私も提案募集にあまりきちんと出られなかったなという反省もあるのですが、異論はもちろんございません。この作業の中で高橋部会長、大橋部会長代理を中心に本当に丁寧な作業を、いろんな論点があるなというものを、よくぞこんなに丁寧に事務折衝をやって進めてくださるなということで、関係者、事務局の方には特に御礼申し上げたいと思います。

感想というようなことであれば、実はもう勢一さんが既にお話になったこととほぼ一緒ですが、事務負担軽減に関する話で、取り分け計画策定に関しては関連分野でかなり隣接していそうなのに、別々のそれぞれのロジックでそれぞれに存立して並立しているものだから、全部合流する自治体の現場が大変なことになっている。なるほどなというふうに非常に感じた次第です。

いわば、後から新たな制度をつくる時には重複がないかを調べ、できるだけ簡素化、軽量化を目指す義務みたいなものを新たな制度設計をする際に制度をつくる側が考慮すべきじゃないかということを感じたということが1つです。

それから、先ほど市川議員が、国のほうも言われてから変えるのではなくて自ら動くことが重要ではないかということをおっしゃいましたが、例えば今回届出義務のところで医師、歯科医師、薬剤師ということがありました。そのように、例えば資格に関して届出経由事務といったことが非常に負担になっているということであれば、類似の免許とか資格というのは様々な分野に様々なわけで、ではほかの士に関する仕組みの中で同じような問題がないかということをおっしゃるとか、そういうふうに波及効果が広がっていただけるといいんじゃないかということを感じた次第です。

すみません。まとまりませんが、以上です。

(神野座長) どうもありがとうございました。

後藤議員、お待たせいたしました。御発言いただければと思います。

(後藤議員) いつもこの会議に出させていただくたびに思い起こすのが、神野座長が最初に「個性を活かし自立した地方をつくる」というこの会議のミッションを示されたことです。このミッションを常に私自身も自らに問いかけてこの会議に出させていただいております。

その意味で言いますと、提案募集方式はかなり定着してまいりまして、「個性を活かし自立した地方をつくる」ということが少しずつですが前進していることを実感して大変うれしく思います。

今回も皆さんおっしゃっていますように、約9割、提案が対応できるということで、年内の閣議決定に向けて最終段階にあるという御報告をいただけること、大変ありがた

いなと思っております。

その中で、ここ最近出てきた問題が計画策定等と呼ばれるものだと認識しておりますが、一方で、こうした計画策定等をどうして求めるのかという根本的な問題があるのではないかと。単に負担を重くしてやろうというような意地悪でやっているわけではなくて、当然様々な意志があって計画策定等を求めている背景もあるのかもしれない。

前回発言させていただいたときに、計画といっても様々なレベルがあって、構想的なものからプランですとか、デザインですとか、プログラムですとか、いろんなものがあるけれども、どのレベルを求めているのか、それぞれ違うのではないかとお話ししたことがあります。要するにコミュニケーションができていないことが計画策定等という表現でくられてしまうことで、逆に何かこぼれ落ちてしまうことがないのか、その辺りも少し気になってお話を伺っておりました。

先ほどの御紹介の中で、例えば窓口が違うとか、書類の様式が違うとか、そうした問題というのは伊藤構成員のお話にもありましたように、技術化が進めば解決できる問題でもあるように思います。

一方で、進捗管理に関してはやはりハンズオンといいますか、並走して国と地方が進めていかなければいけないようなこともあろうかと思えます。

先ほどポンチ絵がについて非常に分かりやすくなったと市川議員はおっしゃっていますが、それもやはりコミュニケーションだと思うのです。その辺りを創意工夫することによって事務負担は軽減合理化されていくと同時に、国と地方が情報をきちんと共有して並走していけるような部分も併せてつくっていくことが重要だと思えました。

以上でございます。

(神野座長) ありがとうございます。

最初のお言葉は、「「ほどよいまち」が創る「いくつもの日本」」以来、後藤先生の御指導の反映で、私の案ではありませんので申し上げておきたいと思えます。

大橋構成員に部会長代理をしていただいていますので、御発言を頂戴できればと思います。いかがでございますでしょうか。

(大橋部会長代理) ありがとうございます。

今年も、事務局とか地方の提案に支えられましていろいろ対応してきました。それで、この部会は一つ一つの提案についてきめ細かに対応しようというような形でやっています、それがたくさん重なることによって予定調和で国と地方の関係がよくなるという形ですとずっと行ってきました。けれども、今年は少し毛色が違うと思えますのは、私どもはいつもそういう待ちの姿勢で、個別の案件をベースにして仕事をしてきたのですけれども、そういう中で、提案の背後に一般的な問題があるのではないかと感じているようなところは幾つかありました。そのうちの1つが今回選んでいただきました計画の問題です。

これは、国のほうは専門的にやろう、計画的にやろうという気持ちもあって、今、後

藤先生がおっしゃったように、決して悪意ではないのですけれども、そういう思いが強く、専門性を言って、しかも3年間という非常に短い中で、策定とチェックと見直しというサイクルまで回してくださいというようなことを、さっき出てきました逆三角形の構造でマンパワーが十分ではない市町村がそれに振り回されてしまう構図がありました。

これは、先ほど湯崎議員がおっしゃったように、たまたまの問題ではなくて、補助金と結びついていたり、県がつかないと市がつかれない仕組みになっていたり、いろいろな公表措置を使って事実上義務付けるというように非常に精緻にシステム化されています。しかもそれが極めて広いところまで広範化していて、一種そういう構造化された課題、制度的な課題があるということが発見できて、そういう総論的な視点の下に個別、個別の提案を処理したというのは多分、今年が初めての試みだったと思います。

そういう中で、将来的にはこうした文法事項のようなものを私どものほうで整理して、それを立法の指針とか行政の指針という形でもう少し広範なものにしていけないかという思いがあります。今日、後の議題2で提案がされるというのは、この委員会でぜひお力添えをいただきたいというのはそういう趣旨だと思います。今年1年というスパンではとても処理し切れない大きな問題がここに出てきておりますので、ぜひ御支援いただいて、もう少し中長期的な中でこれを深掘りして、そういうような提言、付言をこの委員会から発信できるようなことがあれば、さらに分権も一歩進むのかなという希望を持っております。ぜひ御支援いただきたいと思います。

以上でございます。

(神野座長) ありがとうございます。

全体をまとめて、高橋部会長いかがですか。

(高橋部会長) 御意見を頂戴し、ありがとうございます。

私から特に申し上げることはありません。ただ、8年目に入り、さらに言うと去年、すなわち7年目の時点から既にコロナが始まっていて、特に8年目はスタートのときからコロナの真ただ中で作業をするという状態になりました。

さらに言うと、相手方の府省もコロナ対応で人員が割かれて厳しい中で、折衝に応じただくという点では事務局に大変御苦労をかけたと思っています。その中で、表にございますように例年とほぼ遜色ない成果ができたということについては、事務局、提案募集検討専門部会の先生方を含めて敬意を厚く表したいと思っています。

その中でも成果があったということについては、先生方から御指摘いただきましたが、計画の問題を重点事項として取り上げることができたというのが一つの大きな起爆剤になったのだらうと思っています。

高橋部会長代理がおっしゃったし、伊藤構成員もおっしゃいましたが、ハード、要するに硬い課題なので、今年は触った程度でしたが、方針は大分明確になったという段階だと思います。よって、これをどういうふうに生かすのかというのは今後の課題だと思います。

いますが、重点事項という形で、待ちではなく、こちらから能動的に呼びかけるという方式は間違っていなかったのではないかと。去年のデジタル化も含めて間違っていなかったのではないかと。補助金も含めてですね。

この方式を今後もどうやって生かしていくのかというのは多分大きな課題だと思いますが、この辺はぜひ事務局のほうにもよく御検討いただいて、来年重点テーマをどういうふうを選ぶのかということについても、計画との関わりもございしますが、御検討いただき御方針を示していただければありがたいと思います。

以上でございます。

(神野座長) どうもありがとうございました。

事務局のほうから、特にコメントございますか。いいですか。

ありがとうございます。それでは、皆様方から一あたり御意見を頂戴いたしました。多くの有益なコメントを頂戴したということに感謝申し上げる次第でございますが、この対応方針についてはこの部会や事務局の努力を非常に高く評価していただく御発言が相次いで、対応方針そのものについてはこれで推進するよということが全てといましようか、そういう御意見を頂戴したというふうに理解をいたしておりますので、この事務局の対応方針案につきましては文言の調整その他があるかもしれません。それについては私に一任させていただくということを前提にして、今回提出していただきました対応方針案について有識者会議として了承したということにさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、そのようにさせていただきます。どうもありがとうございました。対応方針を了承していただきましたので、政府におかれましては本日のここでの議論を参照基準にしながら、政府の対応方針の決定に向けて各省庁との最終の調整をお願いしたいということを申し上げたいと思います。

それでは、もう一つ議題がございます。議題2、「計画策定等における地方の自主性・自立性の確保について」、提案募集検討専門部会においてこれも御検討を頂戴いたしておりますので、高橋部会長から資料6について御説明いただければと思います。

(高橋部会長) それでは、御報告申し上げます。

既に議題1で御議論を頂戴いたしましたように、本年の提案募集に当たりましては重点募集として計画策定等を掲げ、提案団体からのヒアリングや各府省との調整を提案募集検討専門部会として行ってきたところでございます。

これを通しまして、我々提案募集検討専門部会としては、この問題は国と地方との関係性として極めて根深い問題である、この1年間での議論として終わらせるべきものではなく、引き続き検討すべき課題であるというふうに考えたところでございます。今回、このような形で取りまとめをさせていただきました。

資料6の1枚目を御覧いただければと思います。3つのポツに示しておりますが、今回の論点である計画策定等について、その性質に照らし、国の政策目的を達成するため

の手段として、一定の方式による計画の策定等を求める手法を用いた国の働きかけである、と定義する。この取りまとめにおいては、この問題をこのように整理したところでございます。

そして、計画等につきましては地方公共団体の事務の負担になっていることが、地方のみならず国においても強い問題意識を持たれている状況であることは既に御議論を頂戴したところでございます。

2枚目に移りたいと思います。計画策定等につきましては、第3次勧告におきまして義務付け・枠付けにおいても一定の見直しが既にされてきたところでございます。

しかしながら、本会議の調査によれば、この10年間で約1.5倍に項目としては増えていることが明らかになりました。また、これらの規定の中には努力義務やできる規定としながらも、策定を財政支援等の要件としているような、実質的な義務付けとしている例も見られているところでございます。これは、先ほどの議論でも先生方から御指摘いただいたところでございます。

この結果、地方公共団体におきましては計画策定等に係る業務への対応に多大な労力を要している状況にございます。特に、国においては各省の局が担う業務は町村に至っては課や係に相当する組織において担われているというように、逆三角形の構造のなかで現場の負担を増すということになっております。

このような状況については、事務局で資料6の最後の13ページに象徴的なポンチ絵で示していただいております。そういった意味で、逆三角形の構造がこのポンチ絵等によって視覚的に明らかになったのではないかと、押しなべて明らかになっているのだろうと思っております。

元へ戻りますが、計画に係る事務というのはあくまでも行政を効率的かつ計画的に行っていく行政目的を達成するための手段にすぎません。計画策定等によって大きな負担が生じた結果として、達成されるべき行政目的そのものに係る事務への対応に注力できない状況というのは、行政の在り方として本末転倒であると思っております。

3枚目に移りたいと思いますが、地方の自主性及び自立性を高めるため、これまで第2次勧告及び第3次勧告の趣旨を踏まえますならば、一定の方式による計画の策定等を求める手法を用いた国の働きかけは、一般的な法令制定の形であれ、個別の関与であれ、必要最小限であるべきと考えます。

このため、当会議としてはこれまでの提案募集での対応で浮かび上がってきた以下に述べます①から⑤までの視点に十分留意しながら、一定の方式による計画の策定を求める手法を用いた国の働きかけにつき、真に必要なものに限るとともに、新たなものについてもできる限り抑制すべきである、と考えた次第でございます。

まず第1の視点でございます。3ページの下の①にございますが、施策を推進する目的やその効果に対して、一定の方式による計画の策定を求める手法が必須であるかどうかということが問われるべきだろうと思っております。

以下、第2には団体の規模のいかんにかかわらず、全国一律に策定を求めることが適当であるかどうか。

第3でございますが、他の地方公共団体と共同で策定できることを原則とすべきではないか。

第4でございますが、当該事項と関連する他の事項の計画と一体をなす形での策定や、当該事項を包括する総合的な計画の中に織り込む形での策定も可能であることを原則とすべきではないか。

そして、第5でございますが、計画に定めるべき事項及び策定手続、変更手続を含むものでございますが、このようなものにつきましては地方の自主性に委ねることを原則とすべきではないか。

このような視点を考えた次第でございます。

これらを踏まえ、計画策定という国と地方の関係性に関わる根深い問題に引き続き取り組んでいく必要があると考えている次第でございます。

以上、御検討のほどよろしく願いいたします。

(神野座長) どうもありがとうございました。

提案募集検討専門部会のほうで作成いただきました取りまとめ案につきまして、部会長のほうから御説明を頂戴いたしました。それでは、ただいま御説明していただいた内容につきまして御審議を頂戴したいと思いますので、御質問、御意見がございましたらどなたからでも結構でございますので頂戴できればと思います。いかがでございましょうか。

いつも初めのほうで申し訳ありませんが、三木議員から御発言があれば頂戴したいと思います。

(三木議員) 御指名ありがとうございます。

すばらしいこういう形で取りまとめいただきましてありがとうございます。私どもの市としてもこのとおりでありまして、大変計画づくりに悩んでいますので、こういう形で今年だけでなく、また来年もやっていただくということを非常にありがたく感じます。

それから、そもそもここにも書いてございますように、計画づくりを何のためにやるのかということなのですが、2ページに書いてありますように一般的には行政を効率的かつ計画的にやるということでもありますけれども、私どものような市レベル、人口5万人弱ですと、頭の中で大体主な箇条書きにすれば効率的、計画的にできるものですから、きめ細かな計画づくりというのは正直言ってやる必要はないというのが私どもの実際に感じているところであります。

それから、来年こういう形でやっていただいて、より多くのそれぞれの基礎自治体から具体的に今の計画自体についてもどういう課題があるのかというのを提案募集で出させていただくとともに、先ほど皆さんがおっしゃいましたように、基本的な考え方とし

て国のほうにメッセージをまた出していくような形をしていただければと思っております。

以上です。大変ありがとうございます。

(神野座長) どうもありがとうございました。

それでは、ほかはいかがでございましょうか。もしもよろしければ、大変申し訳ございませんが、木野議員から御発言を頂戴できればと思いますが、いかがですか。

(木野議員) ありがとうございます。

まず、私どもの立場として、政策の方向性を示すという意味で計画が重要であるという大前提がございまして、ですが、そういった計画策定を効率的に進めていくためには、策定の一般的、通則的なルールを明確にした上で、計画策定自体は真に必要なものに限ってほしいということです。

それと、そういう意味では先ほど来の皆様の中にもちょっとお話があったかと思えますけれども、新たな計画を独自につくるのではなくて、計画策定の際にはやはり前の計画はどんなものがあるのかということとを考慮した上で新しく計画をつくっていくことが大事なのだらうと思っておりますので、制度上の問題も含めて検討していただくとうれしいということでございます。そういった意味で、行政需要の多寡とか、各地域の持つ実情等もございまして、既存の計画を見直すということはやはり必要なのだらうと思っております。

それと、幾つかのところでお話があったかと思えますけれども、各省庁からの調査物とか照会物とか、いろいろあります。先ほど三木議員のほうからも、やはり現場は大変だよという話がありましたけれども、まさしく小規模になればなるほどいろいろな計画を同一人物が策定しなければならぬという状況が出てまいります。そうすると、これは一体何のために計画をつくるのかという話になってまいりますので、そのところは大変問題かと思っております。

お願いですけれども、まずは類似の調査、照会物というものを重複して行わないようにしてもらいたいということですね。その上で、やはり回答様式の統一化をしていただくとか、細かい話ですけれども、町村の基礎的なデータも含めて、また計画の照会に回答するたびに同じことを回答しなければならないような状況というのが担当者にとっては非常に負担の多い形になりますので、そういった細かい事務合理化も含めて御検討いただくと現場としてはうれしいというのが感想です。よろしく申し上げます。

(神野座長) どうもありがとうございました。

それでは、市川議員よろしいですか。申し訳ありません。

(市川議員) ちょっと自治体の皆さんにお聞きしたいなと思うのは、こういう計画をつくってくださいということが国から出てきたときに、それを分かりましたと言うだけでなく、今、実はこういう計画に似たものがあるので、それでリプレースできませんとか、あるいはそれに加筆することでどうでしょうかとか、そういうやり取りというのが

行われているのかどうかという点ですね。

多分、計画は何らかの形では各自治体も必要に応じてつくられていると思うんですけども、それをどういうふうにもディファイしていく、あるいは新しく出てくるものに対して対応していけるのか。その柔軟性も自治体があれば、そういうやり取りの中で見えてくるものがあるのではないかと考えるんですね。

ただ、この会議として、委員会として、ここに書いてある一般通則的ルールのも明確化という考え方の中に、やはりそういうリプレースというものをどう考えるかということも議論すればいいのではないかと思います。

(神野座長) ありがとうございます。

三木議員、木野議員についてコメントがございましたら頂戴したいと思います。

(三木議員) 市川議員、非常に重要な御質問ありがとうございます。

私ども須崎市といたしましては、例えばできるだけ総合計画の中で施策等を盛り込みます。そして、それを生かしながら国等から求められた計画はつくります。

ただ、どうしても国のほうへ、総合計画にあるからこの計画については認めてほしいということは、新たな計画をつくらなければいけないということを言われていますので、その辺についてはやはり新たな計画をつくるという形になっております。今おっしゃるような形で、もう少しそういう面で自由な意見交換ができれば大変ありがたいと思っておりますが、今はそのような状況にはないということを非常に残念に思っています。ありがとうございます。

(神野座長) 木野議員、重ねて何かございましたら。よろしいですか。

(木野議員) 今、三木議員の方からお話があったことに尽きるわけですけども、私ども担当のほうとしては、やはり今ある計画と、今度要請されている計画というものを比較しながら、そこに事実上の事務作業としては追加なり変更なりを加えるという形でやっているわけです。

それで、問題はその新たな要素を加えるときに、自分たちの計画との整合性自体が問われてしまう部分が出てきますので、各省庁からの計画の中にはそれをオリジナルとして入れなければならない要素がどこにあるんだろうというのを考えながらやっているというのが現実です。ですから、手間暇というよりもその行政目的・その計画の目的がどこにあるかということがもう少しクリアになってくれば、手間暇という意味ではかなり省略できる部分は出てくるかなと、個人的には思っています。

以上です。

(神野座長) ありがとうございます。

それでは、ほかはいかがでしょうか。なければ、伊藤構成員から御発言いただければ。

(伊藤構成員) 私からは、特にこの方針に関して異論等はもちろんです。それで、この一般通則的ルールとして策定するというので、これから実効性が多分問われていくと思いますけれども、その制度設計の詳細等につきましてもきちんとフォローし

ていく必要があるのではないかと考えております。

以上です。

(神野座長) ありがとうございます。

それでは、後藤議員よろしく願いいたします。

(後藤議員) ありがとうございます。

私も全く異存はございませんが、一言申し上げると、今お示しいただいた3ページ目に①から⑤まで掲げていただけていますが、③の表現が「他の地方公共団体と共同で策定できることを原則とすべきではないか」と書かれていますが、④のように「共同の策定も可能であることを原則とすべきではないか」というほうがよろしいかなと思います。お隣の自治体と一緒にまた計画をつくれと言われると、ますます手間にも思えてしまいますので、その表現だけ気になったので御指摘させていただきました。

以上でございます。

(神野座長) これは、高橋部会長からコメントがあればお願いします。

(高橋部会長) この点については、単独でできれば単独でやってきてもいいし、共同でもいいとは思いますが。事務局はいかがでしょう。

(後藤議員) そういう御真意だというふうには十分読み取れるのですが、④の書き方にそろえたほうがよかったかなと思いました。

(高橋部会長) そういうふうに修正していただくということでも結構だと思います。

(神野座長) 事務局のほうは、特にありますか。

(寺崎室長) 御指摘を踏まえて、また座長と御相談申し上げたいと思っております。

(神野座長) 勢一議員、お願いします。

(勢一議員) ありがとうございます。勢一です。

私も部会のほうに関わってこちらの議論と一緒にさせていただきましたので、この方針に異存はございません。

やはり行政の計画というのはかなり多様なものがありますので、なかなか一定のイメージを持って議論するというのが難しいところはございます。ですので、今後も提案募集などの枠組みの中で現場からいろいろ実例を御教示いただきながら議論をしていくことが必要なかなと思っております。よろしく願いいたします。

(神野座長) ありがとうございます。

谷口議員、お願いできますか。

(谷口議員) ありがとうございます。

もう先生方が言ってくださったことでもありますし、前も言いましたが、やはり一般社会においてはなかなかこうしたことというのは知られていないと思いますので、時期を見て広報があると理解が深まってよいのかなと思います。毎年いろんな提案が自治体からあり、または国との協働の中で様々な手続が簡素化されたり、効果が上がったり、支障事例が取り除かれたりしている。そして、今回は計画策定といったことが現場の負

担になっている。こうしたことについて、やはりニュースといいましょうか、そういうものがないと一般社会に知られないのですから、ぜひそういう機会があるとよいのではないか。

実際、我々が大学に勤めていても同じようなことがございます。いろんな部署から調査や対応への依頼があります。恐らく大企業などにもそういうことはあると思うのです。そういった行政スタイルが一般社会に浸透し、似たようなガバナンススタイルが取られると、社会全体で効率性が落ちるということもあります。国と地方との行政の在り方を見直すことで、このスタイルが少し転換するかもしれないので、ぜひ今後とも御検討をよろしくお願いいたします。

(神野座長) どうもありがとうございました。

それでは、磯部構成員お願いできますか。

(磯部構成員) ありがとうございます。

もうあまり付け加えることはございません。非常に重要な課題であると認識していますし、この3ページの一般通則的ルールというのは非常に重たい課題だなということで、しっかり検討していただければと思っております。

2ページのところにありますように、この10年間で1.5倍に増加しているということが、本当にどうしてそういうふうが増えたのかといったことで、仮に計画ではないとしたらどういう対応が可能であったのか。様々な背景事情でまだまだよく分かっていないこともたくさんあると思うので、いろいろ計画が必要だと考えた、その事情などについてもよく耳を傾けながら、でも真に必要な仕事に注力できるようなルールづくりということを検討していきたいと考えております。

以上です。

(神野座長) ありがとうございます。

では、大橋部会長代理、お願いできますか。

(大橋部会長代理) 今の磯部構成員の御発言を受けてですけれども、やはり計画を定めた法律があると次につくる法律はそれをまねしてというか、前提にしてつくられることが日本の場合多くて、しかも計画は、やれば丁寧に行政を行うということで、計画条項を入れることについて反対をおっしゃる方はいないと思うのです。

そういうような形で、特に議員立法を中心として最近の法律を見ておりますと、計画とか現場での協議会という、この2つについてはものすごく多用されているというのが現状です。それが意味、立法原則になっていて、見えないところで支障が出ているので、今回このペーパーにしたようなものを大事にさせていただいて、先ほど谷口議員からもございましたように広く広報を使って外部に伝えていく、これを一過性のものにしなくて、こういう提言を少しずつつくり上げていくということが大事かと思えます。

諸外国ですと、例えば行政裁判とかを通じてこういう計画原則がつくられているところはありますけれども、日本の場合にはなかなか自治体が出訴してというのは難しい状

況にありますので、このような指針は行政過程なりの中で発信していかざるを得ない気がいたしております。

中長期的にはここにあるような一般原則のうちの一部は、例えば地方自治法の中に掲げるくらいまで視野に入れるなど、中長期的なスパンの中でこういう提言を大事にしていくことが肝要なのかなと、そんな印象を持っております。

(神野座長) どうもありがとうございます。

部会長から何か御発言があれば。

(高橋部会長) どうも御賛同いただきましてありがとうございます。

それから、今後の検討に対しても貴重な御示唆をいただいたと思っています。特に、後藤議員におかれましては貴重な御指摘ありがとうございました。お礼申し上げます。

今後、こういう形で検討していただければありがたいと思いますのでよろしくお願いいたします。どうもありがとうございました。

(神野座長) どうもありがとうございました。

議員、それから構成員の皆様方から一あたり御意見を頂戴いたしまして、私の印象といたしましょうか、この部会のほうでまとめていただいた取りまとめ案につきましては着実に進めるようにというような御意見だったと思いますが、若干文言の修正等々につきましては部会長、事務局を含めて御相談した上で、私の責任においてまとめさせていただくということで御了解いただければと思います。

そういうことを条件にした上で、今回の取りまとめ案につきましては有識者会議として了承したということにさせていただいてよろしいでしょうか。

それでは、ありがとうございました。取りまとめ案をこの会議として了承したということにさせていただきたいと思います。

それから、この計画等の策定及びその手続に関わる一般通則的なルールに関しましては、今後、今回の取りまとめ等を踏まえながら資料7のとおり、ただ、これはオンラインで御参加の方は議事2の資料1番、最後の14ページということになっていますが、それでお分かりになりますか。私は目が不自由なもので全然操作していないので、そのとおりに新たに計画策定等に関するワーキンググループを開催して、当該ワーキンググループにおいて検討することとしたいと考えております。

これについて御了解いただければ、ワーキンググループの構成員につきましては座長である私のほうで御指名させていただきたいと考えておりますが、この点についても御異議がなければ御同意いただきたいと思います。よろしいでしょうか。

どうもありがとうございました。それでは、資料7、つまり「計画策定等に関するワーキンググループの開催について」はこの資料のとおり決定させていただきます。今後、構成員を指名した上で、当該ワーキンググループで具体的な検討を進めてもらいたいと考えております。

一応用意いたしました議題についてはこれで終了させていただきますが、何か特別に

御発言があれば頂戴いたします。よろしいですか。

それでは、会を閉じるに当たりまして、公務が御多用のみぎりをお赤池副大臣に御臨席
いただいておりますので、赤池副大臣から御挨拶を頂戴できればと思います。よろしく
お願いいたします。

(赤池内閣府副大臣) 内閣府副大臣の赤池誠章でございます。

神野座長をはじめ、地方分権改革有識者会議及び提案募集検討専門部会の皆様方にお
かれましては、提案募集方式に基づく地方からの提案の実現に向けて御尽力をいただき
ましたことに感謝申し上げます。

本日は、都道府県や市町村における現場のお立場から貴重な御意見を複数頂戴いたし
ました。特に、本年は御承知のとおりワクチン接種をはじめ、新型コロナウイルス感染
症対策において、地方公共団体の皆様方におかれまして大変な御苦労をおかけしたとこ
ろでございます。おかげさまでワクチン接種は全人口の7割以上を超えまして世界最高
水準というところでございます。その結果が、昨今の感染の収束傾向ということで見ら
れるわけであります。

そのような中で、本日御了承いただきました令和3年の地方からの提案等に関する対
応方針案においては、地方の現場で困っている支障を解決してほしいという切実な提案
を踏まえまして、国民や地方公共団体等の事務負担の軽減に資するものや、デジタル化
等による効率化、利便性向上に資するものなどについて数多く実現、対応することがで
きました。

政府といたしましては、本日の議論も踏まえて、年内に対応方針について閣議決定を
行うべく、関係府省との最終的な調整を進めてまいりたいと存じます。

政府の立場としては閣議決定でございますが、私は副大臣として政治家、国会議員の
立場ということもございまして、先ほど地方から計画の策定における課題、そして大橋先
生のほうから議員立法のお話もございました。そういう面では、議員活動を活発にする
ということは我々国民代表として当然のこととはいえ、その内容によって大変計画策定
における課題が出ていたということも重々分かった上での議員活動もしなければいけ
ないということも改めて御指摘をいただきながら感じたところでございます。

これは政府というよりも、国会活動の中でそれぞれ政党、または議員活動の中でその
辺もしっかり踏まえるということが大事ではないかということも今日教えていただい
たところであります。

各議員、構成員におかれましては、計画策定等について地方の自主性及び自立性を高
めるための検討を引き続き行っていただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

本日は、長時間にわたりましてありがとうございました。

(神野座長) どうもありがとうございました。

それでは、以上をもちまして本日の合同会議を終了させていただきますが、議事運営
に御協力いただきました結果、大分予定の終了時間を下回って閉じることができるよう

になりました。議事運営に感謝申し上げるとともに、御臨席いただきました副大臣、どうもありがとうございました。

これにて終了したいと思います。どうもありがとうございました。

(以上)

(文責 地方分権改革推進室 速報のため事後修正の可能性あり)